

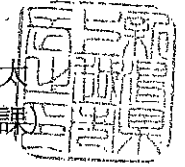


資料 1

上教ス第 506 号
令和 6 年 2 月 8 日

浦川原区地域協議会
会 長 藤田 宏 裕 様

上越市長 中 川 幹 太
(教育委員会スポーツ推進課)



上越市浦川原プールの廃止について (通知)

令和 6 年 1 月 23 日付けで答申のあった諮問第 78 号：上越市浦川原プールの廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり上越市浦川原プールを廃止することとし、令和 6 年上越市議会 3 月定例会に所要の条例案を提出します。

旧浦川原村創作館の無償譲渡について

1 譲渡財産の概要

- ・名称 旧浦川原村創作館
- ・所在地 上越市浦川原区虫川 818 番地
- ・区分 建物
- ・構造 木造 2 階建
- ・延床面積 378.05 m²
- ・評価額 5,579,392 円（公有財産台帳上の評価額）

2 譲渡財産の経緯

- ・昭和 51 年 4 月 農家高齢者創作活動施設設置事業により開館
旧浦川原村民の創活作動場所として供用
- ・平成 12 年 3 月 閉館
- ・平成 12 年 4 月 用途廃止の上、浦川原手をつなぐ育成会へ無償貸付を開始
- ・平成 18 年 6 月 浦川原手をつなぐ育成会から特定非営利活動法人大杉の里へ権利義務が継承される（借受人の変更）

3 譲渡相手方

特定非営利活動法人大杉の里（現在の借受人）

4 無償譲渡する理由

旧浦川原村創作館は、平成 18 年 6 月から特定非営利活動法人大杉の里に無償で貸付けし、障害者就労支援施設として運営されている。この度、同法人から「社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設改修をするため、建物を自己所有としたい」との意向が示された。譲渡相手方の譲渡財産の利用目的及び事業は、福祉の観点から公益性が高く、市の事務事業と極めて密接であり、市としても当該事業を支援する必要があることから、無償譲渡するもの。

5 譲渡の条件

- ・譲渡物件を障害福祉サービス（就労継続支援 B 型）及び同サービス（指定計画相談支援）の用途（以下「指定用途」という。）に供するものとする。
- ・譲渡物件の引渡しを受けた日から 10 年間引き続き指定用途に供するものとする。
- ・譲渡物件を指定用途に供している間は、その所有権を第三者に移転することができないものとする。
- ・譲渡相手方は、譲渡物件の供用廃止後、譲渡物件の利活用を行わない場合、譲渡物件を速やかに除却するものとする。

6 譲渡日

議決日

7 今後のスケジュール

- 令和 6 年 2 月 無償譲渡の仮契約締結
- 3 月 無償譲渡について議会提案
- 3 月 財産処分（建物譲渡）

8 譲渡財産位置図



9 譲渡物件外観



令和6年度地域独自の予算事業一覧【浦川原区】

区名	事業名	実施主体	予算額 (千円)	歳出科目		
				目の名称	事業名	課名
浦川原区		計 6件	2,631			
1	うらがわら駅舎を用いたカフェ	特定非営利活動法人 夢あふれるまち浦川原	225	企画費	並行在来線 対策事業	交通政策課
2	第15回浦川原和太鼓祭	特定非営利活動法人 保倉川太鼓	799	文化振興費	文化振興企 画費	文化振興課
3	ネットショップ網を生かした物品販売による地域振興事業	特定非営利活動法人 夢あふれるまち浦川原	477	地域振興費	地域振興事 業	地域政策課
4	月影の郷運営委員会活動記録冊子発行事業	月影の郷運営委員会	557	地域振興費	地域振興事 業	地域政策課
5	うらがわら雪あかりフェスタ事業	うらがわら雪あかり フェスタ実行委員会	248	観光交流費	観光振興対 策事業	観光振興課
6	うらスポマラソン大会事業	特定非営利活動法人 うらがわらスポーツク ラブ	325	体育振興費	一般スポー ツ活動推進 事業	スポーツ推 進課

※令和6年度予算は、令和6年第2回（3月）上越市議会定例会での議決をもって成立します。

令和6年度地域独自の予算事業

■目的

それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るため、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現するもの

■令和6年度予算総括表

区名	取組件数 (件)	予算額 (千円)	区名	取組件数 (件)	予算額 (千円)
高田	17	8,363	安塚	3	2,363
新道	2	3,246	浦川原	6	2,631
金谷	6	4,376	大島	3	1,692
春日	8	2,415	牧	12	4,892
諏訪	5	1,922	柿崎	7	6,962
津有	5	2,589	大潟	6	5,460
三郷	6	2,672	頸城	10	9,044
和田	2	578	吉川	7	5,615
高士	8	3,648	中郷	8	8,179
直江津	9	5,531	板倉	6	10,537
有田	4	4,203	清里	4	3,959
八千浦	2	1,268	三和	10	15,772
保倉	4	1,018	名立	12	5,689
北諏訪	5	891	計	180	126,277
谷浜・桑取	3	762			

上越市浦川原区谷集落 地域おこし協力隊 募集要項

〈概要〉

谷集落は、上越市の東側、浦川原区の最も南に位置し、保倉川の支流の高谷川が刻んだ V 字形の谷間の農村集落で、20 世帯 28 名が暮らしています（令和 5 年 12 月 31 日現在）。ブナ林が点在し四季折々の自然環境に恵まれた人情味あふれる地域です。

清らかで豊かな湧水による稲作が主な産業ですが、社寺以外で雅楽が伝承されてきた珍しい集落でもあり、平安時代に製作され、実際の演奏にも使われてきた横笛「竜笛（りゅうてき）」が保存されています。また、独自の盆踊り「谷甚句（たにじんく）」を創作するなど、特徴的な取組を行ってきた集落です。

しかし、集落では高齢化により耕作放棄地が増加しているほか、雅楽も集落での継承ができなくなり、周辺 7 町内会で構成する月影地区の月影雅楽としてなんとか継承しています。厳しい状況ではありますが、農地の保全により集落機能を維持し、雅楽を後世に伝えるために関係者が頑張っています。

今回、谷集落で一緒に農業をしながら、雅楽継承のお手伝いや情報発信をしてくれる方を募集します。

1 募集人員 1 名

2 活動地 上越市浦川原区谷集落

3 活動内容

- (1) 水田耕作と集落支援による地域活性化
- (2) 月影雅楽保存会への参加による伝統文化の伝承
- (3) 情報発信や地域外との交流による移住促進

4 応募条件

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から上越市に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方（上越市出身で、現在、前記都市地域等に住民票を有し、Uターンを希望する方も含む）
- (2) 普通自動車免許を有する方
- (3) パソコンの一般操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方
- (4) SNS（Facebook や Instagram）により情報発信ができる方
- (5) 現地見学会に参加した方
- (6) 活動期間中、地域が谷集落内に用意した住居に住んでいただける方
- (7) 協力隊員の任期終了後、上越市に定住しようとする意思のある方

5 任用期間

開始日 令和 6 年 4 月中（申込状況や選考試験等に応じ、任用開始日が変更となる場合があります）

終了日 令和 6 年度に任用開始の場合、初年度は令和 7 年 3 月 31 日まで。初年度終了日以降、勤務成績が良好であれば 1 年単位で更新し、最長 3 年間勤務することができます。

6 任用形態・勤務条件

- (1) 任用形態 会計年度任用職員
- (2) 報酬月額 185,500 円（令和 5 年度実績）
- (3) 期末手当 任用期間等に応じ、6 月期、12 月期に支給
- (4) 保 険 等 健康保険、厚生年金、雇用保険
※任用日に健康保険は 75 歳以上、厚生年金は 70 歳以上の人は加入できません。
- (5) 勤務時間 1 週間につき 5 日
原則午前 9 時～午後 5 時（うち休憩 1 時間、勤務時間 7 時間）
- (6) 週休日及び休日 土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
※場合により土日・祝日や夜間の勤務となる場合があります。
- (7) 休 暇 年次有給休暇、特別休暇（結婚、病気、忌引休暇等）
- (8) そ の 他 活動期間中の車両は市が用意し、住居は地域が用意します。
ただし、住居の光熱水費等は自己負担です。

7 応募手続き

- (1) 応募受付期間
令和 6 年 3 月 19 日（火）まで ※必着
応募受付期間中、現地見学会を随時開催します。希望日時を予めご相談ください。
※任期終了後のミスマッチを未然に防ぐため、原則、現地見学会にご参加ください。なお、その際の旅費等は本人負担となりますのでご了承ください。
- (2) 応募方法
次の書類を地域政策課へ郵送（書留）で提出してください。
郵送の際は封筒の表に「地域おこし協力隊受験申込書在中」と朱書きの上、送付してください。
 - ①上越市地域おこし協力隊応募用紙（ホームページよりダウンロードしてください）
 - ②履歴書（ホームページよりダウンロードしてください）
 - ③作文 テーマ「地域おこし協力隊に活かしたい私の力」（800 文字程度、任意様式）

8 選考方法

選考は、「個別面接試験」等を行います。

結果の通知：選考結果は、選考後約 10 日後に文書でお知らせします。

その他：選考のための旅費は支給しません。

応募時の提出書類は、不合格の場合のみ結果通知に同封し、返却します。

9 申込み・問合せ

〒943-8601

新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市総合政策部地域政策課

電話 025-520-5673 E-mail : chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

※指定様式はこちらからダウンロードしてください。



高田・浦川原線の減便について

1 概要

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」の改正(令和6年4月1日施行)により、運転士の拘束時間の上限引下げや休息時間の引上げ等の見直しが行われることとなる。くびき野バスにおいても運転士の数が限られる中で、基準の改正後は現在の運行ダイヤを維持することが困難なことから、基準に沿った運行体制を構築するためのダイヤ改正を行うもの。

2 ダイヤ改正案

○ダイヤ改正の目的

…土休日ダイヤ(※)について、減便や運行時刻の変更を行い、運転士の1か月の労働時間を改正後の基準に適合するよう調整する。

(※) 土休日ダイヤ…土曜日、日曜日、祝日、8/15・16 及び 12/29～1/3 に運行するダイヤ

○ダイヤ改正案の内容

…現在、土休日ダイヤにて運行している4路線のうち、高田・浦川原線、宮口線、清里線の3路線7便について減便を行う。また、一部の便で発車時刻の変更を行う。

<減便対象>

路線名	便数	始発		終着		
		地点	発時刻	地点	着時刻	
高田・浦川原線	4	高田駅前案内所	16:30	浦川原バスターミナル	17:14	
	4	浦川原バスターミナル	17:50	高田駅前	18:33	
宮口線	5	高田駅前案内所	17:25	牧小学校前	18:07	
	4	牧小学校前	8:01	高田駅前	8:42	
清里線	下稲塚 経由	3	高田駅前案内所	12:00	清里区総合事務所前	12:38
		3	清里区総合事務所前	13:50	高田駅前	14:13
	松野木 経由	3	清里区総合事務所前	12:00	高田駅前	12:35

※減便対象となっている便の利用人数については、資料No. 1 - 2を参照

※島田線(曾根田・板倉コミュニティプラザ～高田駅前)については現状維持(土休日ダイヤは3往復の運行であり、減便等を行っても効率化が図れないため)

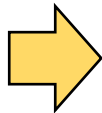
※清里区総合事務所前12:00発松野木経由高田駅前行きは減便とするが、清里区総合事務所前同時刻発の下稲塚経由高田駅前行きの便を新たに設定する

3 ダイヤ改正案

○高田・浦川原線

【現行時刻】

便数	高田駅前案内所		浦川原 バスターミナル
1	9 : 10	→	9 : 54
2	12 : 55	→	13 : 39
3	16 : 30	→	17 : 14
4	18 : 00	→	18 : 44



【改正後】

高田駅前案内所		浦川原 バスターミナル
9 : 10	→	9 : 54
13 : 55	→	14 : 39
減便		
17 : 30	→	18 : 14

【現行時刻】

便数	浦川原 バスターミナル		高田駅前案内所
1	7 : 16	→	8 : 08
2	10 : 05	→	10 : 48
3	13 : 55	→	14 : 38
4	17 : 50	→	18 : 33



【改正後】

浦川原 バスターミナル		高田駅前案内所
7 : 16	→	8 : 08
10 : 05	→	10 : 48
14 : 55	→	15 : 38
減便		

減便対象の便の利用状況一覧表(令和5年7月から12月まで)

単位:人

路線名	高田・浦川原線		宮口線		清里線		
	始発地	高田駅前案内所 浦川原 バスターミナル	高田駅前案内所	牧小学校前	高田駅前案内所	清里区 総合事務所前	清里区 総合事務所前
始発時刻	16:30	17:50	17:25	8:01	12:00	13:50	12:00
7月	1日 土	0	0	0	1	0	1
	2日 日	0	0	1	7	1	1
	8日 土	0	0	1	2	0	2
	9日 日	1	0	0	1	2	1
	15日 土	2	0	0	2	2	2
	16日 日	1	3	1	2	0	0
	17日 月・祝	0	1	2	2	1	2
	22日 土	0	1	2	2	0	0
	23日 日	1	0	1	5	0	1
	29日 土	1	0	2	1	1	0
30日 日	0	0	1	1	0	0	
月平均	0.55	0.45	1.00	2.36	0.64	0.09	0.91
8月	5日 土	2	1	1	1	3	0
	6日 日	3	0	1	3	2	0
	11日 金・祝	3	2	3	4	0	0
	12日 土	1	0	2	2	0	1
	13日 日	0	0	0	6	1	0
	15日 火	0	0	1	6	0	0
	16日 水	1	0	0	4	2	2
	19日 土	1	2	0	2	2	0
	20日 日	0	0	0	5	0	1
	26日 土	1	0	0	2	0	4
27日 日	1	0	1	3	0	0	
月平均	1.18	0.45	0.82	3.45	0.91	0.00	0.73
9月	2日 土	1	2	0	2	0	0
	3日 日	1	2	5	3	2	0
	9日 土	0	0	1	2	1	0
	10日 日	0	0	2	6	0	0
	16日 土	6	2	0	2	1	3
	17日 日	0	2	0	3	0	1
	18日 月・祝	0	0	4	5	0	1
	23日 土・祝	1	0	1	1	0	1
	24日 日	1	0	0	2	1	0
	30日 土	1	0	0	1	2	0
月平均	1.10	0.80	1.30	2.70	0.70	0.60	0.30
10月	1日 日	0	0	1	1	0	1
	7日 土	3	0	0	1	0	4
	8日 日	1	1	0	4	1	0
	9日 月・祝	1	0	4	2	0	0
	14日 土	0	1	1	1	1	0
	15日 日	1	1	1	4	1	0
	21日 土	2	0	0	2	0	3
	22日 日	6	0	1	4	0	1
	28日 土	0	0	0	1	1	0
	29日 日	1	1	1	2	0	1
月平均	1.50	0.40	0.90	2.20	0.40	0.30	1.00
11月	3日 金・祝	4	2	3	3	0	2
	4日 土	3	0	0	1	1	0
	5日 日	2	0	1	2	0	0
	11日 土	3	1	0	1	1	0
	12日 日	1	0	0	3	3	2
	18日 土	0	1	3	1	1	0
	19日 日	4	0	0	3	0	1
	23日 木・祝	0	0	4	5	0	0
	25日 土	0	0	0	1	1	0
	26日 日	1	1	0	2	1	1
月平均	1.80	0.50	1.10	2.20	0.80	0.30	0.50
12月	2日 土	0	2	3	1	1	0
	3日 日	0	0	0	4	0	0
	9日 土	1	3	3	3	0	0
	10日 日	2	0	1	3	0	0
	16日 土	3	3	0	2	1	0
	17日 日	0	0	0	3	0	3
	23日 土	0	0	3	2	0	0
	24日 日	1	0	2	2	0	0
	29日 金	3	1	1	3	0	0
	30日 土	3	0	1	0	1	0
31日 日	2	0	0	1	2	0	
月平均	1.36	0.82	1.27	2.18	0.45	0.64	0.27

参考

浦川原区関係利用者内訳

(表面の利用者のうち、浦川原区内で乗車もしくは降車した人を抽出)

○【1時間繰り下げ】高田駅前案内所 (12:55 発) → 浦川原バスターミナル (13:39 着)

日付	乗車場所 (人数)	降車場所 (人数)	備考
7/16 (日)	飯室 (1人) 13:34	日向 (1人)	直江津・浦川原線 12:52 発あり
7/29 (土)	高田地内 (1人)	浦川原 BT (1人)	
7/30 (日)	飯室 (1人) 13:34	日向 (1人)	直江津・浦川原線 12:52 発あり
8/11 (金)	戸野目小学校前 (1人)	うらがわら駅前 (1人)	
8/27 (日)	高田地内 (1人)	飯室 (1人)	
9/9 (土)	高田駅前 (1人)	浦川原 BT (1人)	
12/17 (日)	飯室 (1人) 13:34	日向 (1人)	直江津・浦川原線 12:52 発あり
12/24 (日)	高田地内 (1人)	うらがわら駅前 (1人)	

○【減便】高田駅前案内所 (16:30 発) → 浦川原バスターミナル (17:14 着)

日付	乗車場所 (人数)	降車場所 (人数)	備考
7/15 (土)	印内 (2人)	うらがわら駅前 (2人)	直江津・浦川原線で代替可
11/12 (日)	四ヶ所入口 (1人)	うらがわら駅前 (1人)	
12/9 (土)	四ヶ所入口 (1人)	浦川原 BT (1人)	

○【1時間繰り下げ】浦川原バスターミナル (13:55 発) → 高田駅前案内所 (14:38 着)

日付	乗車場所 (人数)	降車場所 (人数)	備考
8/26 (土)	保倉川橋 (1人)	高田駅前 (1人)	
8/6 (日)	浦川原 BT (1人)	浦川原小学校 (1人)	直江津・浦川原線 12:40 発あり
9/16 (土)	浦川原 BT (1人)	高田駅前 (1人)	
12/29 (金)	うらがわら駅前 (2人)	保倉川橋 (2人)	直江津・浦川原線 12:40 発あり
12/30 (土)	浦川原 BT (1人)	印内 (1人)	直江津・浦川原線 12:40 発あり

○【減便】浦川原バスターミナル (17:50 発) → 高田駅前案内所 (18:33 着)

日付	乗車場所 (人数)	降車場所 (人数)	備考
8/19 (土)	浦川原体育館 (2人)	稲田二丁目 (2人)	
12/9 (土)	浦川原 BT (1人)	高田地内 (1人)	

令和
6年4月～
適用



事業者の皆さん
ご確認くださいか？

バス運転者の

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則：**3,380**時間

最大：**3,484**時間

改正後

原則：**3,300**時間

最大：**3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則：**281**時間

最大：**309**時間

改正後

原則：**281**時間

最大：**294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

※4週平均1週の拘束時間は裏面参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



予約型コミュニティバスの運行計画について

1 運行事業者（予定）について

- ・東頸バス株式会社（本社所在地：上越市浦川原区顕聖寺195番地8）

実証運行業務を行う事業者（候補者）を審査するため、2月5日（月）に「浦川原区における予約型コミュニティバス実証運行業務受託候補者審査委員会」を実施し、事業者からの提案内容を審査した結果を受け、東頸バス株式会社を候補者として選定した。現在、令和6年4月の運行開始に向け、市と東頸バス株式会社の間で運行内容の詳細を協議している。

※令和6年度の予算成立前であるため、運行事業者は予定としている。

2 今後のスケジュールについて

実施時期	内 容
～2月中旬	運行事業者（予定）と運行内容の詳細を協議 ※下記《参考》の令和5年度第2回懇話会 資料1-1の 運行概要を基本に協議
2月20日（火）	令和5年度第8回上越市地域公共交通活性化協議会
2月下旬～3月	地域住民への説明及び運行開始に関する周知
4月1日（月）	実証運行開始（予定）
10月1日（火）	本運行開始（予定）

《参考》

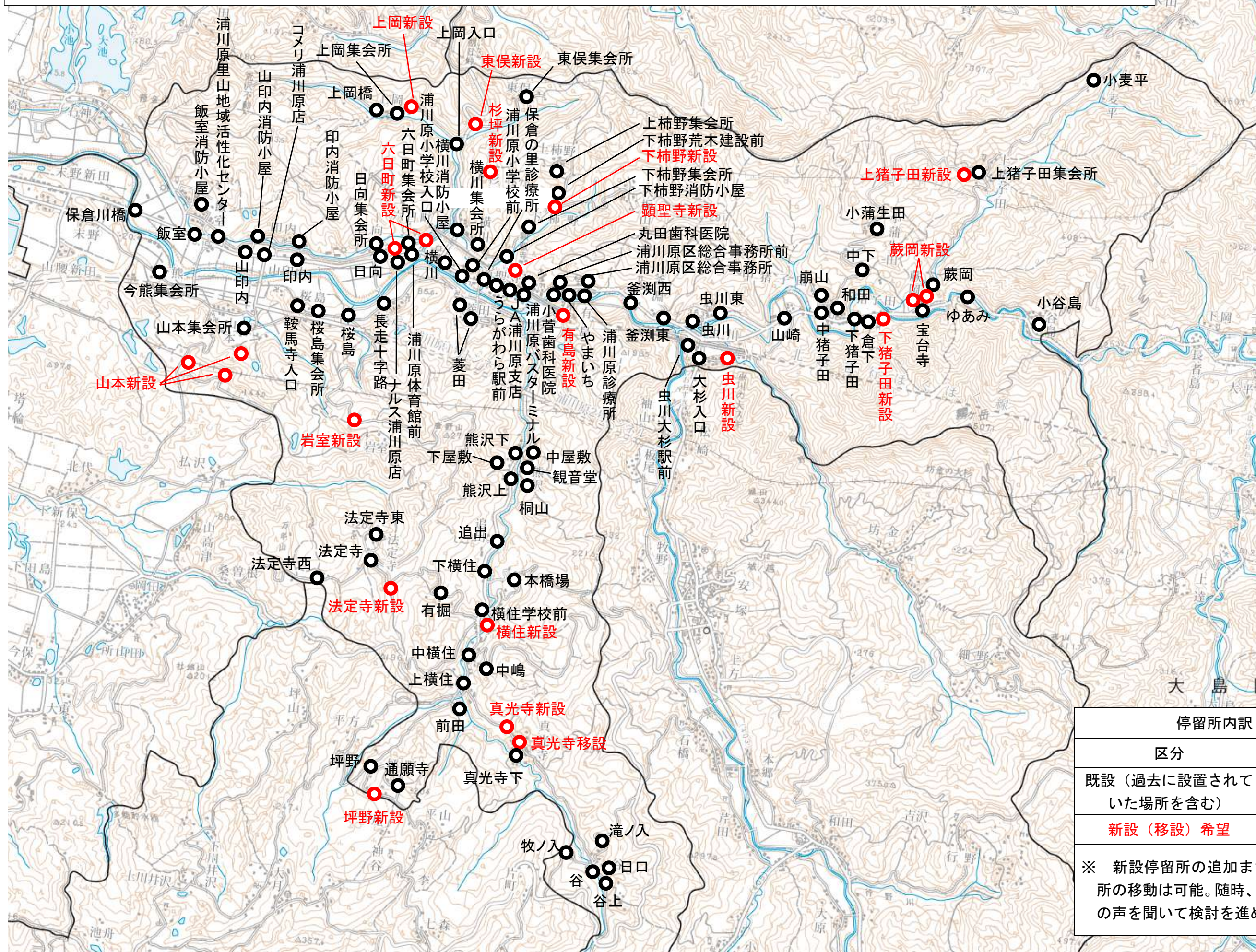
令和5年度第2回浦川原区公共交通懇話会 資料1-1（抜粋）

浦川原区の運行概要（素案）

項 目	内 容	
運行開始時期	令和6年4月（予定）	
運行	運行区域	浦川原区全域
	運 行 日	平日（祝日及び年末年始を除く）
	運行時間	午前6時30分～午後7時30分 （月影方面の通学時間に合わせて朝・夕は定時定路線で運行）
	運 賃	200円（小児100円、未就学児無料、障害者割引あり）
	支払方法	現金、回数券、定期券
予約	予約方法	電話・WEB
	受 付 日	電話は平日（祝日及び年末年始を除く）、WEBは毎日
	受付時間	午前7時～午後7時
	受付期間	乗車を希望する日時の10日前～当日の1時間前

浦川原区停留所位置図（案）

※令和6年2月6日時点で設置に向けて調整している段階のもの



停留所内訳	
区分	箇所数
既設（過去に設置されていた場所を含む）	90
新設（移設）希望	22

※ 新設停留所の追加または既設停留所の移動は可能。随時、利用者や地域の声を聞いて検討を進める。

区内の移動は予約型コミュニティバスにおまかせ!!

～令和6年4月から浦川原区内で
予約型コミュニティバスの運行が始まります～

市では、高齢者の通院や買物、高校生等の通学で利用しやすい移動手段として、予約型コミュニティバスの導入を進めています。昨年度、安塚区と牧区で導入しており、浦川原区でも4月から実証運行を始めます。なお、現在運行している月影・下保倉・末広ルートのもので予約型コミュニティバスに転換しますので、区内全域が運行範囲となります。

予約型コミュニティバスの特徴

- 路線を定めず、区内の停留所間を自由に運行します。既にある停留所のほかに、20か所程度を新設する予定です。
- 時刻表はなく、利用したい時間の1時間前までに予約し、午前6時30分から午後7時30分までの間で希望に近い時間に運行します。
(月影方面の小・中学校の登下校に関わる7時台、15時台、16時台は定時路線運行となります。)
- 運賃は、距離に関係なく1回の乗車で200円(小学生以下100円)です。

予約の方法 2種類の予約方法があります。

- これまでのデマンドバスと同じ電話予約
- パソコンやスマートフォンからのインターネット予約



説明会を開催します

集会所等を会場に裏面の日程により、運行内容や予約方法について、説明会を開催します。なお、集落づくり推進員の活動対象集落になっている一部の町内会は、個別に各世帯を訪問し説明します。

予約型コミュニティバスについて知りたい方は、ぜひ説明会に参加してください。なお、都合により参加できず、個別に説明を希望される方は、担当職員へ連絡してください。

運行内容や予約方法についての案内チラシを3月下旬に各世帯に配布します。

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ
担当：北澤
電話 025-599-2301

説明会日程

●集会所等で説明を行う町内会

開催日	町内会名	開始時間	会場
3月12日(火)	釜淵	9:00	釜淵集会所
	有島	10:30	浦川原コミュニティプラザ 4階 市民活動室4, 5
	顕聖寺	13:30	浦川原保健センター 1階 機能訓練室
	下柿野	15:00	下柿野集会所
	上岡	16:30	上岡集会所
3月13日(水)	横川	9:00	横川集会所
	印内	9:00	印内睦美荘
	六日町	10:30	六日町集会所
	山印内 飯室	10:30	里山地域活性化センター 多目的室
	今熊	13:30	今熊集会所
	山本	15:00	山本集会所
	桜島	16:30	桜島集会所
3月14日(木)	長走	9:00	長走集会所
	虫川	9:00	虫川集会所
	菱田	10:30	菱田集会所
	中猪子田	10:30	中猪子田集会所
	下猪子田	13:30	下猪子田集会所
	小谷島	15:00	小谷島集会所

●集落づくり推進員(丸山)が世帯訪問等により説明させていただく町内会

上柿野	東俣	杉坪	日向	岩室
谷	真光寺	横住	坪野	熊沢
法定寺	追出	小蒲生田	蕨岡	上猪子田

※3月上旬から中旬にかけて訪問させていただく予定です。なお、日向町内会は、町内会長への説明としますので、個別に説明を聞きたい方は、総務・地域振興グループへ連絡してください。

次期地域協議会への申し送り事項について

◎申し送り事項とは

- ・委員の改選に当たり、現委員による自主的審議を経て市長へ意見書を提出した案件及び地域課題として委員から提案のあった案件について、継続審議の検討を次期委員へ申し送るもの。
- ・申し送り事項の取扱いについては、次期委員が協議し審議するかどうかを判断するため、強制力はない。

【 委 員 】

申し送るべき事項を記入してください。

※ 3月8日（金）までに事務局へ提出をお願いします。

この様式によらず、任意の様式で提出していただいても構いません。

F A X : 0 2 5 - 5 9 9 - 2 2 2 5

E-mail : uragawara-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

津有区における「地域活性化の方向性」

《津有区の地域活性化に向けて》

津有区の前島密をはじめとした歴史資源や自然・文化を活かし、津有区の住民が地域に誇りや愛着を持てる地域づくりを目指していきます

○構成要素

(歴史) 前島密をはじめとした歴史・文化の発信と活用
(自然) 豊かな自然や景観の保全
(交流) 地域住民の交流による支援・協力体制
(若年層) 子育てを中心とした若年世代の暮らしやすさ
(高齢者) 高齢者の日常生活や生きがいの支援
(整備) 歴史・文化を残しながら暮らしやすい環境整備